

5 雇用継続給付關係 ～介護休業給付～



5 雇用継続給付関係（介護）

1 受給資格

- イ 家族を介護するために、「介護休業」を取得した一般被保険者または高年齢被保険者であること。
- ロ 介護休業を開始した日の前2年間に、「みなし被保険者期間」が通算して12か月以上であること。

期間雇用者の場合

※期間雇用者は、同一事業主のもとで介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

※休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象とならない。

5 雇用継続給付関係（介護）

2 支給要件

- イ 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ロ 支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下であること
- ハ 支給単位期間に支給された賃金額が、当該支給単位期間に係る賃金月額の80%未満であること。

賃金月額とは… 「休業開始時賃金日額×支給日数※」。

※支給日数とは、休業終了日が含まれる支給単位期間については、当該支給単位期間の初日から休業終了日までの日数であり、その他の支給単位期間については30日となる。

5 雇用継続給付関係（介護）

3 支給手続き

★提出書類

- ・ 介護休業給付金支給申請書(マイナンバーを記載)
- ・ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ・ 振込先口座確認資料(本人名義の「普通預(貯)金口座 通帳」の写し等)
- ・ 介護休業申出書
- ・ 介護対象者の氏名・性別・生年月日と介護対象者との続柄確認書類
(ex) 同居の場合:住民票、別居の場合:戸籍謄本 等
- ・ 賃金台帳・出勤簿等(必要に応じて)